

# 資料1 図柄ナンバープレート(地方版) 導入要綱の見直しについて

---

- 第8回検討会において、図柄ナンバープレート(地方版)導入希望等調査結果を事務局から報告したところ。委員から、中間とりまとめにおいて示した台数緩和に賛同いただいたほか、以下のご意見をいただいた。
- 今後は、令和8年春の導入要綱改定に向けて、
  1. 中間とりまとめにおける決定事項の具体化、及び
  2. 自治体から寄せられたその他のご意見に係る対応について、自動車ユーザー、供給者(標板メーカー・交付代行者)、行政の立場から制度の持続性に配慮してどのような対応が可能か検討を進めることとしたい。

## 自治体から寄せられたその他のご意見に対する第8回検討会における委員の主なご意見

- ・登録車7万台を下回る緩和の必要まではないのではないか。
- ・自動車を特定するといったナンバー(自動車登録番号)本来の目的に立ち返るべきではないか。
- ・制度が複雑化すればするほど寄付金の管理コストが上昇し、導入自治体にも影響が生じることを考慮すべきではないか。
- ・制度の運用上、無用な混乱や行政事務等に支障が生じないことを前提とすべきではないか。
- ・際限なく広がってしまう恐れがあるので、要望については慎重に検討すべきではないか。
- ・ナンバープレート本来の目的や社会的な機能を損なわないことやメーカーにおいて製作可能かといった課題を整理した上で検討を進めるべきではないか。

# 今後の検討事項

## 1. 中間とりまとめにおける決定事項の具体化について

- (1) 台数緩和後の基準を7万台(12万台)とするか、概ね7万台(12万台)とするか
- (2) 図柄のデザイン提案の過程におけるデザイナーの活用を必須とするか
- (3) 第5弾・第6弾の更新時期及び更新判断基準(普及率・申込件数)をどうするか
- (4) 地方創生の観点から図柄ナンバープレート(地方版)を活用した前向きな取り組みを計画していることをいつどのように確認するか

## 2. 自治体から寄せられたその他のご意見について

- (1) 交付開始時期を早期化させるか
- (2) 関係自治体が多数ある場合の合意形成の手続き緩和・スケジュールを柔軟化するか
- (3) (登録自動車7万台を下回る)更なる台数の緩和をするか
- (4) 同一自治体内における地域名表示(行政区単位)を認めるか
- (5) 同一地域における2種類の図柄導入を認めるか
- (6) 同一自治体内における地域名表示のユーザーによる選択を認めるか
- (7) 既存のご当地ナンバー地域を包含した地域におけるご当地ナンバーの導入を認めるか
- (8) その他

# 1. 中間とりまとめにおける決定事項の具体化について

# 現時点での導入要綱改定案の概要

中間取りまとめ及び第8回検討会を踏まえた、現時点の令和8年度春の導入要綱改定案の概要は下表のとおり。

導入要綱	改定案
第1章 新たな地域名表示	検討中
第2章 地域名表示単位の図柄	フルカラーに一本化のほか検討中
第3章 都道府県単位の図柄	フルカラーに一本化のほか検討中
第4章 図柄の交付期間と図柄の変更	既存のモノトーン図柄を更新しないこととする改正のほか検討中
第5章 普及促進活動	検討中
第6章 寄付金の管理・配分	寄付金の使途に「災害復旧・復興支援」を追加
第7章 スケジュール	検討中

現行の導入要綱の詳細は次ページ以降に記載。現時点で改定を決定した箇所は黄色着色部分で、赤字は修正の方向性の案。

## 1 導入の基準

### (1) 地域の基準

#### ① 地域名表示の単位 次のいずれかの要件に該当すること。

- (ア) 地域内の登録自動車の数が10万台を超えてのこと。
- (イ) 地域内の登録自動車及び軽自動車の数の合計が17万台を超えてのこと。
- (ウ) 複数の市区町村を含む場合、地域内の登録自動車の数が概ね5万台を超えてのこと。
- (エ) 複数の市区町村を含む場合、地域内の登録自動車と軽自動車の数の合計が概ね8.5万台を超えてのこと。

#### ② 図柄ナンバープレート(地方版)の導入

新たな地域名表示を単位とする図柄ナンバープレート(地方版)をあわせて導入すること。

#### ③ 利活用方策

ナンバープレートを活用した地域振興・観光振興のための方針を有していること。

#### ④ その他

次に掲げるすべての要件を満たすもの。

- (ア) 対象地域において、地域住民の合意形成が図られていること。
- (イ) 地域住民の合意形成に際しては、本導入要綱に定める図柄ナンバープレート(地方版)の趣旨や、ご当地ナンバーの対象自動車について、十分に説明を行うこと。
- (ウ) 地域住民の合意状況は、地域的その他の属性に大きな偏りがない等の適切な方法により、アンケート、ヒアリング等を実施して確認すること。
- (エ) 対象地域が、当該地域を管轄する都道府県内における他の地域名表示の対応地域と比較し、人口、登録自動車の台数等に関して、極端なアンバランスが生じないもの。

### (2) 地域名表示の名称の基準

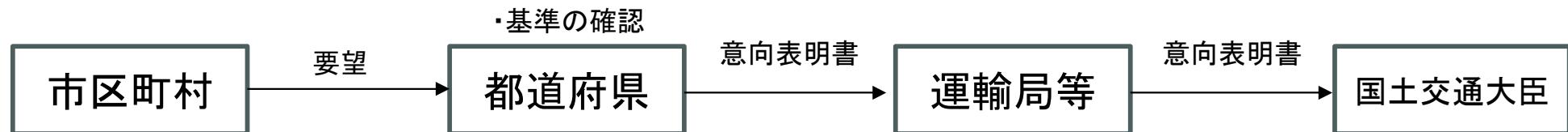
次に掲げる要件のすべてを満たすこと。

- ① 行政区域や旧国名等の地理的名称であり、当該地域を表すものとしてふさわしい名称であること。
- ② 読みやすく、覚えやすいものであるとともに、既存の地域名表示の名称と類似し混同を起こすものではないこと。
- ③ ナンバープレートに表示された際に十分視認性が確保されるよう、原則として「漢字」とし、文字数は「2文字」まで。やむを得ない場合であっても「漢字」又は「平仮名」とし、文字数は最大で「4文字」まで。

## 2 申込み手続き

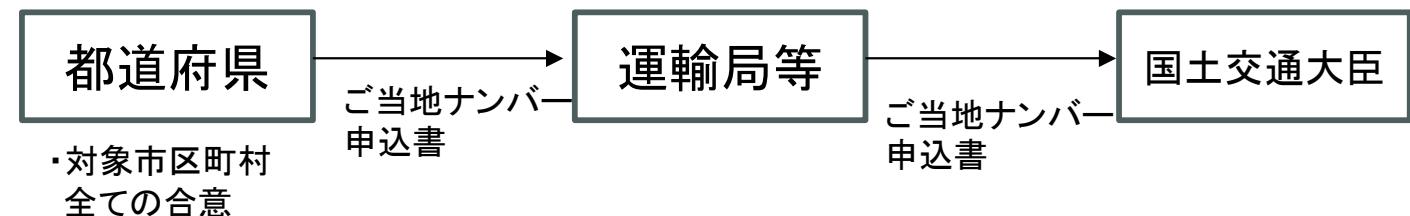
### (1) 新たな地域名表示追加の意向の表明

- ① 意向のある市区町村は、当該地域を管轄する都道府県に要望を行う。
- ② 要望を受けた都道府県は、新たな地域名表示が本導入要綱に定められた基準や手続きに適合しているかを確認し、妥当と判断される場合は、当該都道府県(対象地域が2以上の都道府県にまたがる場合は、当該地域を管轄する都道府県。以下2(1)③を除き2において同じ。)が、「ご当地ナンバー意向表明書」を国土交通大臣に提出する。
- ③ 「ご当地ナンバー意向表明書」は、別紙様式1を参考に作成し、新たな地域名表示を管轄する地方運輸局等(対象地域が2つ以上の都道府県にまたがり、当該対象地域を管轄する地方運輸局等が2つ以上ある場合には、いずれかの地方運輸局等)を経由して、国土交通大臣に提出する。



### (2) 新たな地域名表示追加の申込み

- ① 「ご当地ナンバー意向表明書」を提出した都道府県は、対象地域を構成するすべての市区町村の合意を得た上で、「ご当地ナンバー申込書」を国土交通大臣に提出する。
- ② 「ご当地ナンバー申込書」は、別紙様式2を参考に作成し、(1)③と同様に国土交通大臣に提出する。



### (3) 地域名表示導入地域候補の選定

国土交通大臣は、都道府県からの新たな地域名表示の追加申込みを受付した時は、当該申込みに係る対象地域をご当地ナンバー導入地域候補とする。

## 3 対象自動車

新ご当地ナンバーは、使用の本拠の位置が新たな地域名表示の対応区域内にあるものとして登録等されたすべての自動車に付与する。

ただし、ある時点で当該対応地域内のすべての自動車について強制的にナンバープレートを変更するのではなく、順次、新規に登録等する自動車、移転登録や変更登録等によりナンバープレートを変更する自動車について、新ご当地ナンバーを交付する。

なお、新ご当地ナンバーの導入の時点で、使用の本拠の位置が当該対応区域内にあるものとしてすでに登録されている自動車については、希望により、新ご当地ナンバーを認める。

## 1 変更等の基準

### (1) 変更等の対象

地域名表示がご当地ナンバーであって、次に掲げるすべての事項又はいずれかの事項を対象とする。

- ① 地域名表示の名称の変更
- ② 地域名表示の対応地域を構成する市区町村の変更
- ③ 地域名表示の廃止

### (2) 地域の基準

- ① 地域名表示の名称の変更及び地域名表示の対応地域を構成する市区町村の変更(以下、「地域名表示の変更」という。)にあっては、変更後の地域名表示の対応地域において、I 1(1)①から④の要件を満たすものであること。
- ② 地域名表示の変更後の当該対応地域において、地域名表示を単位とする図柄ナンバープレートが未導入の場合は、あわせて導入すること。

## 2 変更申込み手続き

地域名表示の変更の申込みに当たっての手続きについては、I 2(1)から(3)までの規定を準用する。なお、「ご当地ナンバー申込書」は、変更前及び変更後の対象地域を構成するすべての市区町村の合意を得た上で、都道府県が国土交通大臣に提出すること。

## 3 廃止申込み手続き

- (1) 地域名表示の廃止の申込みに当たっての手続きについては、I 2(1)から(3)までの規定を準用する。なお、「ご当地ナンバー申込書」は、廃止を申し込む地域名表示の対応地域を構成するすべての市区町村の合意を得た上で、都道府県が国土交通大臣に提出すること。
- (2) 地域名表示を廃止した地域の新たな地域名表示は、自動車の使用の本拠を管轄する運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字とする。

## 4 対象自動車

地域名表示の変更及び廃止後の地域名表示を付したナンバープレートの対象自動車については、I 3の規定を準用する。

## 第1章 新たな地域名表示(Ⅲ 審査)

### 【変更なし】

- ① 国土交通省は、有識者審査会を開催し、新たな地域名表示の追加、変更及び廃止の可否を検討する。
- ② 有識者審査会では、ご当地ナンバー導入地域候補を構成する市区町村から説明を求める場合がある。
- ③ 国土交通省は、有識者審査会の結果を踏まえ、追加する新たな地域名表示を決定する。

## 1 図柄の基準

地域名表示を単位とする図柄ナンバープレート(地方版)は、以下の各項目を満たすこと。

### (1) 交付地域の単位

次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

- ① 地域名表示を単位としたものであること(地域名表示の範囲が都道府県の地理的範囲と一致するものを除く。)。
- ② 提案主体となる地方公共団体の広がりによって、地域名表示の単位をまたがって同一の図柄を提案する場合にあっては、当該図柄を導入するすべての地域名表示を単位とすること。

### (2) ナンバープレートの種類

寄付金ありの1種類とする

図柄ナンバープレート(地方版)は、寄付金あり、寄付金なしの2種類とする。

### (3) 図柄の種類

図柄は地域名表示毎に1種類とし、寄付金ありと寄付金なしは色彩で区分し、寄付金ありはフルカラー、寄付金なしはモノトーンとする。

図柄は地域名表示毎に1種類とする。なお、デザインについて、フルカラーを基本とし、モノトーン基調とすることもできる。

### (4) 対象とする車種及びナンバープレート【変更なし】

登録自動車又は軽自動車であって、希望番号制度の対象となるもののうち、次に掲げる用途及びナンバープレートを対象とする。

	用途	ナンバープレート
登録自動車	自家用及び事業用	大型番号標及び中型番号標
軽自動車	自家用	中型番号標

## (5)図柄の選定基準

次に掲げる選定基準を満たしていること。

### ① 次に掲げるすべての要件を満たすものであること。

- (ア)図柄の選考に当たり、地域住民及び自動車ユーザーの意向が踏まえられていること
- (イ)その地域の特色を表現し、地域振興・観光振興に資するもの
- (ウ)ナンバープレートとしての視認性が十分確保されていること
- (エ)自動車登録番号の書体や大きさ等を定める道路運送車両法施行規則第1号様式を変更するものでないこと
- (オ)製造工程上の技術的な制約を回避できるもの

### ② 次に掲げるすべての要件に該当しないものであること。

- (ア)政党その他の政治団体、宗教に関連するもの(ただし、歴史的、文化的又は美術的な価値を有するものその他ナンバープレートの図柄とすることにつき、広く国民の理解を得られるようなものを除く。)
- (イ)特定の企業の営利活動を目的とするもの(ただし、その地域に関連するものであって、当該地域住民に広く受け入れられているものを除く。)
- (ウ)個人、団体の名誉を傷つけるおそれがあるもの
- (エ)国の利益や他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるもの
- (オ)特定の人物をモチーフとするもの(ただし、国民に広く親しまれ、歴史的にもその評価が定まっている人物を表象するものを除く。)
- (カ)他者の権利(商標登録等)を侵すもの
- (キ)図柄ナンバープレート(全国版)又はその地域で交付されている都道府県の地理的範囲を単位とした図柄ナンバープレート(地方版)と同一のデザイン(既に交付が終了しているものを除く。)
- (ク)公序良俗に反するおそれがあるもの
- (ケ)その他ナンバープレートの公的な性格にふさわしくないもの

### 2 図柄の提案主体

次に掲げる要件のいずれかを満たす提案主体が行うこと。

#### (1) 国土交通省が新ご当地ナンバーの導入を決定したご当地ナンバー導入地域候補の場合

ご当地ナンバー導入地域候補を構成するすべての市区町村が合意した上で当該市区町村が共同で（当該対応地域が単独の市区で構成される場合は当該市区が）、又は当該市区町村の合意を得た上で都道府県が提案する。

#### (2) 提案に係る図柄を導入する地域名表示が既存のものである場合

提案に係る図柄を導入する地域名表示の対応地域を構成するすべての市区町村が合意した上で当該市区町村が共同で（当該対応地域が単独の市区で構成される場合は当該市区が）、又は当該市区町村の同意を得た上で都道府県が提案するものであって、提案を行う市区町村に「地方版図柄意向表明書」を提出した市区町村が含まれていること又は当該都道府県が当該対応地域に係る「地方版図柄意向表明書」を提出していること。

### 3 申込み手続き

図柄ナンバープレート(地方版)の導入は、当該地域の意向に基づき導入されるもの等の観点から、申込みに当たっての手続きについては、以下のとおりとする。

#### (1) 図柄の導入意向の表明

- ① 図柄ナンバープレート(地方版)の導入意向のある地方公共団体は、「地方版図柄意向表明書」を国土交通大臣に提出すること。
- ② 「地方版図柄意向表明書」は、別紙様式3を参考に作成し、当該地域名表示を管轄する地方運輸局等(申込みが2つ以上の地域名表示にまたがり、管轄する地方運輸局等が2つ以上ある場合には、いずれかの地方運輸局等)を経由して、国土交通大臣に提出すること。
- ③ 国土交通省が新ご当地ナンバーの導入を決定したご当地ナンバー導入地域候補にあっては、「ご当地ナンバー意向表明書」の提出をもって「地方版図柄意向表明書」の提出に代えるものとする。

#### (2) 図柄の導入申込み

- ① 申込みに係る図柄を導入する地域名表示の対応地域を構成するすべての市区町村が合意した上で当該市区町村が共同で(当該対応地域が単独の市区で構成される場合は当該市区が)、又は当該市区町村の同意を得た上で都道府県が「地方版図柄申込書」を国土交通大臣に提出すること。
- ② 「地方版図柄申込書」は、別紙様式4を参考に作成し、3(1)②と同様に国土交通大臣に提出すること。
- ③ 国土交通省が新ご当地ナンバーの導入を決定したご当地ナンバー導入地域候補にあっては、「ご当地ナンバー申込書」の提出をもって「地方版図柄申込書」の提出に代えるものとする。

#### (3) 図柄の導入地域候補の選定

国土交通大臣は、地方公共団体からの導入申込みを受付した時は、導入申込みのあった地域名表示の対応地域を図柄ナンバープレート(地方版)の導入地域候補とする。

#### （4）図柄の提案に当たっての地域住民及び自動車ユーザーの意向の把握【変更なし】

提案主体は、以下に掲げる全ての要件を満たした方法により地域住民及び自動車ユーザーの意向を把握した上で、国土交通大臣に図柄の提案を行うものとする。

- ① 図柄の選定は、複数案から地域住民に図柄の導入意向を確認し、最も導入意向が多かったものとする方法又は複数案から地域住民に図柄の導入意向を確認し、その意向を踏まえて有識者等による審査等により選定する方法により行うこと。
- ② 上記の意向確認は、地域的その他の属性に偏りがない等の適切な方法によるアンケート、ヒアリング等により行うこと。

#### （5）図柄の提案

**削除**

**1種類**

- ① 提案主体は図柄等に係る提案書及び電子媒体を提出するものとする。
- ② 図柄の提案に際しては、**フルカラー及びモノトーン**の図柄の提出を行うこととする。
- ③ **フルカラー及びモノトーン**の図柄の制作に当たっては、別添「ナンバープレートの図柄デザイン制作に関するガイドライン」（令和3年1月8日制定）の指針に従い制作するものとする。
- ④ 提案書及び電子媒体は、別紙様式5-1及び5-2を参考に作成し、3(1)②と同様に提出するものとする。
- ⑤ 電子媒体は、別添「図柄ナンバープレートデータ作成について」に従い作成した図柄を CD-ROM 又は DVD-ROM に記録し、色見本となる印刷物を添付して提出するものとする。

#### （6）図柄導入済み地域との事前調整【変更なし】

対象地域において、既に都道府県の地理的範囲を単位とする図柄の交付が行われている場合は、提案の内容について、事前に都道府県と調整が行われているもの。

#### （7）その他留意事項【変更なし】

- ① 提案された図柄の色合いについては、視認性を確保するため、国土交通省と提案した地方公共団体と調整の上、修正することがある。
- ② 商標権等に問題が生じた場合には、提案した地方公共団体と調整の上、決定又は交付を取り消すことがある。
- ③ 提案された図柄について、国土交通省が自動車登録番号標及び車両番号標の図柄として無償使用することを許諾（知的財産権が他者に属する場合は無償使用することを担保）するものであること。
- ④ 国土交通省及び（一社）全国自動車標板協議会が、広報・記録を目的とした資料、ウェブサイト等において無償使用することを許諾（知的財産権が他者に属する場合は無償使用することを担保）するものであること。

## 第2章 地域名表示単位の図柄（II 審査）

### 【変更なし】

- ① 国土交通省は有識者審査会を開催し、図柄の導入の可否を検討する。
- ② 有識者審査会では、提案主体から説明を求める場合がある。
- ③ 国土交通省は、有識者審査会の結果を踏まえ、導入する図柄を決定する。

## 1 図柄の基準

都道府県の地理的範囲を単位とする図柄ナンバープレート(地方版)は、以下の各項目を満たすこと。

### (1) 交付地域の単位 【変更なし】

次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

①都道府県の地理的範囲を単位とすること。

②地域名表示の範囲と都道府県の地理的範囲とが一致している都道府県においては、既に地域名表示を単位とした図柄が導入されていないこと。

### (2) ナンバープレートの種類

寄付金ありの1種類とする

図柄ナンバープレート(地方版)は、寄付金あり、寄付金なしの2種類とする。

図柄は都道府県毎に1種類とする。なお、デザインについて、フルカラーを基本とし、モノトーン基調とすることもできる。

### (3) 図柄の種類

図柄は都道府県毎に1種類とし、寄付金ありと寄付金なしは色彩で区分し、寄付金ありはフルカラー、寄付金なしはモノトーンとする。

### (4) 対象とする車種及びナンバープレート 【変更なし】

登録自動車又は軽自動車であって、希望番号制度の対象となるもののうち、次に掲げる用途及びナンバープレートを対象とする。

	用途	ナンバープレート
登録自動車	自家用及び事業用	大型番号標及び中型番号標
軽自動車	自家用	中型番号標

## (5) 図柄の選定基準

次に掲げる選定基準を満たしていること。

### ① 次に掲げるすべての要件を満たすものであること。

- (ア)図柄の選考に当たり、地域住民及び自動車ユーザーの意向が踏まえられていること
- (イ)その地域の特色を表現し、地域振興・観光振興に資するもの
- (ウ)ナンバープレートとしての視認性が十分確保されていること
- (エ)自動車登録番号の書体や大きさ等を定める道路運送車両法施行規則第1号様式を変更するものでないこと
- (オ)製造工程上の技術的な制約を回避できること

### ② 次に掲げるすべての要件に該当しないものであること。

- (ア)政党その他の政治団体、宗教に関連するもの(ただし、歴史的、文化的又は美術的な価値を有するものその他ナンバープレートの図柄とすることにつき、広く国民の理解を得られるようなものを除く。)
- (イ)特定の企業の営利活動を目的とするもの(ただし、その地域に関連するものであって、当該地域住民に広く受け入れられているものを除く。)
- (ウ)個人、団体の名誉を傷つけるおそれがあるもの
- (エ)国の利益や他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるもの
- (オ)特定の人物をモチーフとするもの(ただし、国民に広く親しまれ、歴史的にもその評価が定まっている人物を表象するものを除く。)
- (カ)他者の権利(商標登録等)を侵すもの
- (キ)図柄ナンバープレート(全国版)又はその地域で交付されている都道府県の地理的範囲を単位とした図柄ナンバープレート(地方版)と同一のデザイン(既に交付が終了しているものを除く。)
- (ク)公序良俗に反するおそれがあるもの
- (ケ)その他ナンバープレートの公的な性格にふさわしくないもの

## 2 図柄の提案主体

都道府県に所在する市区町村の過半数以上の同意を得た上で当該都道府県が提案するものであって、当該都道府県が当該図柄に係る「導入等意向表明書」を提出していること。

## 3 申込み手続き

図柄ナンバープレート(地方版)の導入は、当該地域の意向に基づき導入されるもの等の観点から、申込みに当たっての手続きについては、以下のとおりとする。

### (1)図柄の導入意向の表明

- ①都道府県単位の図柄ナンバープレート(地方版)の導入意向のある都道府県は、「地方版図柄意向表明書」を国土交通大臣に提出する。
- ②「地方版図柄意向表明書」は、別紙様式3を参考に作成し、当該都道府県を管轄する地方運輸局等を経由して、国土交通大臣に提出する。

### (2)図柄の導入申込み

- ①都道府県に所在する市区町村の過半数の同意を得た上で、当該都道府県が「地方版図柄申込書」を国土交通大臣に提出する。
- ②「地方版図柄導入等申込書」は、別紙様式4を参考に作成し、Ⅰ 3(1)②と同様に国土交通大臣に提出する。

### (3)図柄の導入地域候補の選定

国土交通大臣は、都道府県からの導入申込みを受付した時は、当該都道府県を図柄ナンバープレート(地方版)導入地域候補とする。

## (4) 図柄の提案に当たっての地域住民及び自動車ユーザーの意向の把握 【変更なし】

都道府県は、以下に掲げる全ての要件を満たした方法により地域住民及び自動車ユーザーの意向を把握した上で、国土交通大臣に図柄の提案を行うものとする。

- ① 図柄の選定は、複数案から地域住民に図柄の導入意向を確認し、最も導入意向が多かったものとする方法又は複数案から地域住民に図柄の導入意向を確認し、その意向を踏まえて有識者等による審査等により選定する方法により行うこと。
- ② 上記の意向確認は、地域的その他の属性に偏りがない等の適切な方法によるアンケート、ヒアリング等により行うこと。

## (5) 図柄の提案

**削除**

**1種類**

- ① 提案主体は図柄等に係る提案書及び電子媒体を提出すること。
- ② 図柄の提案に際しては、**フルカラー及びモノトーン**の図柄の提出を行うこと。
- ③ **フルカラー及びモノトーン**の図柄の制作に当たっては、別添「ナンバープレートの図柄デザイン制作に関するガイドライン」(令和3年1月8日制定)の指針に従い制作すること。
- ④ 提案書及び電子媒体は、別紙様式5-1及び5-2を参考に作成し、3(1)②と同様に提出すること。
- ⑤ 電子媒体は、別添「図柄ナンバープレートデータ作成について」に従い作成した図柄を CD-ROM 又は DVD-ROM に記録し、色見本となる印刷物を添付して提出すること。

## (6) 図柄導入済み地域との事前調整 【変更なし】

対象地域において、既に地域名表示を単位とする図柄の交付が行われている場合は、提案の内容について、事前に当該地域と調整が行われているもの。

## (7) その他留意事項 【変更なし】

- ① 提案された図柄の色合いについては、視認性を確保するため、国土交通省と提案した地方公共団体と調整の上、修正することがある。
- ② 商標権等に問題が生じた場合には、提案した都道府県と調整の上、決定又は交付を取り消すことがある。
- ③ 提案された図柄について、国土交通省が自動車登録番号標及び車両番号標の図柄として無償使用することを許諾(知的財産権が他者に属する場合は無償使用することを担保)するものであること。
- ④ 国土交通省及び(一社)全国自動車標板協議会が、広報・記録を目的とした資料、ウェブサイト等において無償使用することを許諾(知的財産権が他者に属する場合は無償使用することを担保)するものであること。

## 第3章 都道府県単位の図柄( II 審査 )

### 【変更なし】

- ① 国土交通省は有識者審査会を開催し、図柄の導入の可否を検討する。
- ② 有識者審査会では、提案主体から説明を求める場合がある。
- ③ 国土交通省は、有識者審査会の結果を踏まえ、導入する図柄を決定する。

## 1 交付期間

- ① 図柄の交付期間は、交付開始日から原則として5年間とする。
- ② 第1章により新たな地域名表示の追加又は地域名表示の変更を行った地域の初回の交付期間については、交付開始日から第2章 I 2(2)及び第3章 I 2に定める提案主体により導入された図柄の交付期間の満了日までの期間とする。
- ③ 第2章 I 2(2)及び第3章 I 2に定める提案主体により導入された図柄の交付期間の満了日については、既存の地域名表示の令和9年度の更新後の交付期間満了日とする。

## 2 図柄の交付期間の更新等

- ① 図柄の交付期間の更新判断時期は、図柄の変更手続きに係る期間等を勘案して国土交通省が定め、通知するものとする。
- ② 図柄の更新判断に当たっては、地域名表示の対応地域又は都道府県の地理的範囲ごとに、更新判断時の直近四半期末時点での登録車及び軽自動車の数の合計のうち、当該地域の図柄ナンバープレート(地方版)を取り付けている数の割合(以下、「普及率」という。)及び更新判断時の直近四半期末時点から過去1年間で当該地域の図柄ナンバープレート(地方版)の交付の申込がなされた件数(以下、「申込件数」という。))のそれぞれに定める基準(以下、「更新基準」という。)のいずれかを更新判断時に満たす場合に、交付期間を自動的に5年間延長するものとする。
- ③ 更新判断時に更新基準をいずれも満たさない図柄は、交付期間の満了日をもって交付を終了する。
- ④ 図柄の変更提案を行った地域の変更前の図柄は、図柄の更新判断は行わず、交付期間の満了日をもって交付を終了する。

### 【更新判断における更新基準】

更新判断の対象	令和9年度の更新	
	普及率	申込件数
平成30年10月に交付を開始した図柄(第1弾)	0.8%	500 件
令和2年5月に交付を開始した図柄(第2弾)	0.6%	500 件
令和5年10月に交付を開始した図柄(第3弾)	0.3%	500 件
令和7年5月に交付を開始した図柄(第4弾)	0.2%	500 件

## 1 図柄の変更提案

- ① 図柄の導入地域は、I 2による図柄の交付期間の更新判断時において、図柄の変更提案を行えるものとする。
- ② 図柄の変更提案を行った地域の変更前の図柄は、I 2による図柄の更新判断は行わず、交付期間の満了日をもって交付を終了する。

## 2 図柄の変更手続き

- ① 地域名表示を単位とする図柄の変更提案を行う場合の図柄の基準、申込み手続きについては、第2章 I から II までの規定を準用する。
- ② 都道府県の地理的範囲を単位とする図柄の変更提案を行う場合の図柄の基準、申込み手続きについては、第3章 I から II までの規定を準用する。

- ① 図柄を変更する場合又は図柄の交付を終了する場合は、当該導入地域は地域住民等に交付終了日等を十分に周知すること。
- ② 図柄を変更する場合又は図柄の交付を終了する場合は、国土交通省は当該導入地域にその理由について説明を求める場合がある。

# 第5章 普及促進活動

## I 普及促進活動の実施

導入地域は、当該地域の図柄ナンバープレート(地方版)を用いた地域振興・観光振興の効果を發揮すべく、地域住民や自動車ユーザー等に対して、図柄ナンバープレートの交付、寄付金の募集等について、普及促進活動を継続的に行うこと。

## II 普及促進計画

- ① 図柄の導入地域候補に選定された地域(図柄を変更する場合を含む。)は、様式6-1及び6-2を参考に交付開始日までに、普及促進計画を国土交通省に提出すること。
- ② 図柄の交付期間の更新を行う導入地域は、様式6-1及び6-2を参考に交付期間の更新日までに普及促進計画を国土交通省に提出すること。
- ③ 普及促進計画には、交付期間中に達成する普及目標や普及促進活動の予定等を記載すること。

## III 普及促進活動報告

- ① 導入地域は、様式7-1及び7-2を参考に毎年4月末までに前年度の普及促進活動告を国土交通省に提出すること。
- ② 普及促進活動報告には、普及目標の達成状況や前年度の普及促進活動の実績等を記載すること。

## IV 国土交通省による普及促進計画及び普及促進活動報告の取り扱い

- ① 提出された普及促進計画及び普及促進活動報告は国土交通省において、ホームページ上で公表を行う。
- ② 提出された普及促進計画及び普及促進活動報告について、国土交通省は導入地域に説明を求める場合がある。

# 第6章 寄付金の管理・配分

## 、災害復旧・復興支援

### I 寄付金の管理・配分方法

- ① 寄付金は、交付代行者が指定する公益財団法人が管理・配分すること。
- ② 寄付金は、対象地域の地域交通のサービス改善、観光振興等に活用すること。
- ③ 寄付金の使途の選定に当たっては、対象地域毎に協議会を設置し、具体的事業の内容の検討と対象事業者の選定を行うこと。
- ④ 具体的事業については、自動車ユーザー等に裨益する事業であって、単年度又は複数年度で効果が発現するものとする。
- ⑤ 協議会は、図柄の交付開始日までに設置することとし、交付開始に向けて寄付金の活用方針等(具体的事業の方向性や目標とする寄付金の額等)を決定の上、その内容をあらかじめ地域住民等に周知すること。
- ⑥ 協議会には、対象地域の地方公共団体が中心となり、地方運輸局、交通事業者、観光事業者等が参画すること。
- ⑦ 寄付金の管理・配分を行う者は、寄付金の使途の透明性・公平性を確保するとともに、効果的な配分を行うため、定期的に事業の成果をとりまとめ、第三者機関に報告し、意見を聴き、今後の運営に反映させる。また、第三者機関の運営に当たっては、地方公共団体に意見を表明する機会を与える等、地域のニーズをくみ取ること。

### II 受領証明書の発行【変更なし】

自動車ユーザーが寄付を行いやすくするため、寄付をナンバープレートの交付申請と同時にを行うことを可能とし、寄付金に係る税制上の特例措置が受けられるよう、寄付に対する受領証明書を発行する。

## I 申込み手続き等のスケジュール

申込み手続き等のスケジュールについて以下のとおり定める。なお、国土交通大臣は、関係する団体との調整を行った上で、交付開始時期等を決定する。

### 1 地域名表示の追加又は変更を伴う図柄の導入及び変更、地域名表示の廃止の場合

#### (1) 地域名表示の追加、変更及び廃止

- ① ご当地ナンバー意向表明書の提出は、令和4年11月30日までの間に行うこと。
  - ② ご当地ナンバー申込書の提出は、令和5年3月15日から令和5年3月31日までの間に行う。
- (2) 図柄の導入及び変更(地域名表示の廃止の場合を除く。)
- ① 図柄の提案は、令和5年11月1日から令和5年12月28日までの間に行うこと。
  - ② 提案された図柄等は、有識者審査会による審査及び視認性確認を踏まえ令和6年度に決定する。
  - ③ 新ナンバープレートの交付は、令和7年5月頃を目途とする。

### 2 既存の地域名表示又は都道府県の地理的範囲を単位とする図柄の導入及び変更の場合

- ① 地方版図柄意向表明書の提出は、令和4年8月31日までの間に行う。
- ② 地方版図柄申込書の提出は、令和4年9月15日から令和4年9月30日までの間に行う。
- ③ 図柄の提案は、令和4年10月3日から令和4年11月30日までの間に行う。
- ④ 提案された図柄等は、有識者審査会による審査及び視認性確認を踏まえ令和5年7月頃に決定する。
- ⑤ 図柄ナンバープレート(地方版)の交付は、令和5年10月頃を目途とする。

## 2. 自治体から寄せられたその他のご意見について

## (1) 交付開始時期の早期化(A市)

交付開始の時期を早めて頂きたい。「図柄ナンバープレート」の交付開始時期の早期化が難しい場合には、「ご当地ナンバープレート」の交付開始時期を早めていただきたい。

## (2) 関係自治体が多数ある場合の合意形成の手続き緩和・スケジュールの柔軟化(B市)

図柄ナンバープレート(地方版)【図柄のみ】を導入するには、令和8年度中に導入申込、図柄の選定といったスケジュールが明示されている。前回までの要綱を参考にすると、導入の申込前に、関係自治体との合意形成が必要。また、図柄の選定にあたり、住民の意向確認も必要。関係自治体が20以上あるB市としては、スケジュール感が非常にタイトなものと感じている。多数の関係自治体がある場合、まず、提案市で、検討表明するかの議論が始まり、関係市町村との調整内容やスケジュールの検討、必要経費の検討、その後、関係市町村への説明と協力依頼、そして予算確保依頼という流れが大きくは考えられるが、夏からの動きであると関係市町村の予算要求に間に合わない懸念がある。また、提案市で図柄デザイン制作の予算を確保し、次年度の当初から動けたとしても、デザイン制作、デザイン調整、関係市町村との合意形成(反対があった場合の調整含む)、図柄の住民への意向確認などそれ相応の期間を要するため、申込年度のスケジュールも厳しくなることが想定される。関係市町村を多数抱える場合の手続き等についてご検討いただきたい。

## (3) 更なる台数の緩和(C市)

要件緩和後も、単独市町村の台数要件を満たさなかったため、今回は導入を断念した。さらなる台数要件緩和をご検討願う。

## (4) 同一自治体内における地域名の併存(D市)

D市における自動車ナンバープレートの地域名表示については、D1が使用され、合併によるD市誕生後も、D1が使用され、その後の他市との合併後も、現在に至るまで、D市を含む複数市町においてD1の地域名が使用されている。他方、D市においては、D2の名称を用いたナンバーの導入を望む市民の声があり、市議会での議論の中でも度々取り上げられている状況である。この点、例えば現行のご当地ナンバーの制度により対応しようとした場合、その導入の最小単位は市区町村(区は特別区)とされているため、D市全域においてD2を使用する必要がある。しかしながら、D1ナンバー自体が地域に定着していること等を踏まえると、これを廃止した上でC2を導入することは、現実的に困難であると認識している。このほか、論理的には、ご当地ナンバーとして、合併後の市名であるDの地域名の導入を検討する選択肢も考えられるところ、この場合には、かつてD1市が存在したD市ではD1を使用せず、D市以外の市町がD1の地域名を使用する逆転現象が生じるといった課題が存在する上、D1やD2に愛着を有する方々の意見に十分応えられたものではないため、賛同を得られるか必ずしも明らかではない。

国における自動車登録の適正かつ効率的な管理・運営への影響や、D市における合併後の市民の一体性確保という点に課題を残すことは認識しつつも、地域の魅力発信を強化する観点から、各自治体が地域の実情に応じて、単一の市区町村内で複数の地域名表示を併存させることができるようにするといったような緩和を、国において検討する余地があるか、国の御見解も確認した上で、本市としてどのように対応するのが適切であるか検討を深めていく必要がある。

# 自治体から寄せられたその他ご意見の詳細について

## (5) 同一地域における2種類の図柄導入(E市)

E市は単独市町村として「台数基準」を満たすことが可能であるが、既に幅広いエリアでE市の地域名が使用されているため、「地域名表示の基準」を満たす名称で新たなご当地ナンバーを作成することができない。本制度は地域振興に一定の効果があると認識している。しかしながら、E市の所在する県においては幅広いエリアでE市の名称が使われているものの、統一的なシンボルがないことから、すべての市町村の住民の同意を得るデザインの作成は現実的ではない。一方で、E市は地域住民の合意形成があれば、単独市町村として「台数基準」を満たすと思われ、「E」ナンバーから「E(ひらがな)」ナンバーとして独立することや、「富士山」ナンバーが2種あるように、E市以外の複数市町村の「E」ナンバーとE市単独の「E」ナンバーといったような同語の区分け等が可能であれば図柄ナンバープレートの導入が現実的に検討できる。E市のような状況の自治体が図柄ナンバープレートを実現するために必要な制度の改正や手法の掲示をお願いしたい。

## (6) 同一自治体内における地域名表示のユーザーによる選択(F市)

F市では、地元経済団体から、ご当地ナンバー「F1」の導入推進に関する要望書を受け取っている。現行の自動車登録規則や地方版図柄入りナンバープレート導入要綱では、ご当地ナンバー「F1」を導入する場合、該当する管轄地域全体で一律に地域名を変更する必要がある。しかしながら、「F」ナンバーと「F1」ナンバーを希望する市民がそれぞれ一定数存在すると見込まれることから、現行制度のもとでは市民の合意形成が困難であると考えている。要綱等が改正され、選択制が採用されるのであれば、ご当地ナンバーの導入を検討したいと考えている。

## (7) 既存のご当地ナンバー地域を包含した地域におけるご当地ナンバーの導入(G地域)

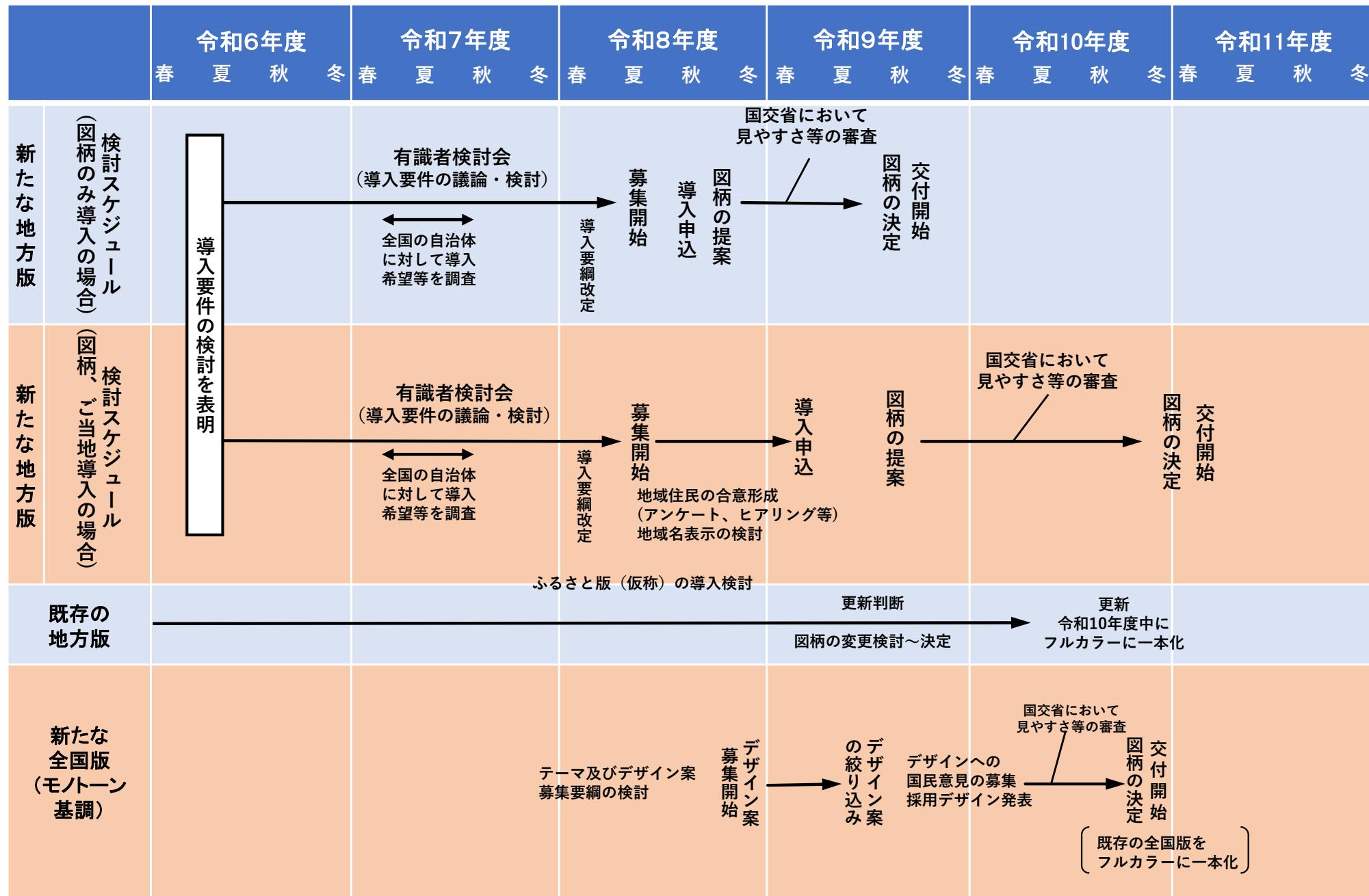
G地域のうち一部地域において、ご当地ナンバー「G1」が先行して導入されているため、「G1」ナンバーの自治体が「G」ナンバーに参画できない。今後の見直しにおいて、ご当地ナンバーを導入した「G1」地域において「G」も導入できるように緩和いただければ、自治体協議の前提が変わると思われる。引き続き情報提供などいただければ大変助かる。

## (8) その他

ナンバープレートは車両課税における車両特定情報であり、地域振興や観光振興の観点と同時に、課税事務コスト増加(自動車税・軽自動車税の課税システムの改修不可避。かつ仮にZ市が新地域名表示を希望した場合、都道府県におけるZ市以外の市町村住民もコストを負担することとなる)の観点も踏まえて検討されるべきと考える。寄附実績からは、行政コストの増に見合う寄附金額とは考えにくい。(H市)

図柄ナンバープレートの導入について、小規模な自治体が単独で行うことは要件上不可能だと考えている。したがって、この制度における小規模自治体のメリット等は特になく、導入検討の余地がないのではないかと思う。複数自治体での導入においても、それぞれの自治体が受けられる恩恵が目に見えないため、検討そのものが難しいのかと感じる。ただ、要件を引き下げすぎて、無尽蔵に図柄ナンバーの導入を希望する自治体が増加すると、事務負担等も莫大になるため、現状の要件に当てはまり、希望がある市区町村のみ導入する形が適切ではないかと考える。(I町)

# 図柄ナンバープレートの導入スケジュール(R7.6.24 中間取りまとめ)



## スケジュール短縮・柔軟化の検討の方向性・課題

### 【前提】

- ・図柄の導入、図柄及びご当地導入のいずれの場合も、全体スケジュールを半年～1年程度短縮するような抜本的な短縮が可能かどうか。
- ・導入申込から図柄の決定・交付開始までにMOTAS及び関係機関のシステム改修、標板メーカーにおける機械の改修を実施する必要があるため、少なくとも1年間必要。また、改修に係るコストの観点から、一定程度のまとまったボリュームでの改修が必須。

### 【検討事項】

- ・図柄及びご当地導入の場合、募集開始から導入申込まで約1年、導入申込から交付開始まで約2年、全体で約3年の期間を想定しているが、地域住民の合意形成に時間を要することを前提とした期間であることから、合意形成に時間を要しない自治体においては、導入申し込み時期を前倒しすることが可能か。
- ・図柄及びご当地導入の場合、令和11年度春の交付開始に先行して、ご当地ナンバーのみ交付を開始することができないか。
- ・図柄のみ導入の場合、合意形成に時間を要する地域については、令和8年度秋頃の導入申込・図柄の提案時期を後ろ倒しすることが可能か。